

### Q3. 「選択一時金」について教えてください

A

#### 選択一時金とは

加入期間が10年以上あれば基金の独自給付である加算部分が20年保証付の終身年金である「加算年金」で受けられるようになります。

「選択一時金」とは、この加算年金の半分または全部を申出により一時金として受けとる選択肢のことです。

(選択一時金をうけるとこれに該当する加算年金の支給はなくなり、いったん選択した一時金は年金に戻すことはできません)

#### 選択できる時期は

- ・「資格喪失時または加算年金の支給開始」から「加算年金をうけはじめてから20年を経過」するまでのあいだであれば、いつでも申出することができます。

#### 選択一時金の額は

- ・  $\text{加算年金額} \times \text{年金原価率} = \text{選択一時金額}$  となります。  
(年金原価率とは、申出時の「年齢」や「支給済み期間」によって変わる割戻し率)

#### 選択の判断 と 選択状況

- ・ ご自分の「加算年金額の20年分」と「選択一時金額」を比較します。  
算出のルールは前述の原価率を勘案したものですから、その考え方に損得はありません。ただ、試算してみると選択一時金の額が思いのほか少ないと思われるかもしれません。これは基金の予定利率の設定が高水準であることの裏返しといえるでしょう。
- ・ 「選択一時金制度」は当基金では導入したばかりですが、これを選択する方は少ないようです。加算年金を受けていても20年の保証期間内であればいつでも選択一時金に鞍替えできることも一因のようです。

例えば、50歳で退職した時に加算年金額が20万円になるとして比較すると

- ・ 50歳の退職時に全額を一時金選択すると、約147万円 (20万円×7.3489)
- ・ 60歳で全額を一時金選択すると、約244万円 (20万円×12.2241)
- ・ 60歳から年金受給して70歳で全額を一時金選択すると、約354万円  
(20万×10) + (20万×7.7089)
- ・ 60歳から年金で終身受給すると、80歳で総額400万円 (20万円×20)  
(以後も終身で年20万)

これらをご自分の生活設計に合わせて選択してください。

詳しくは「基金の年金・一時金」の「選択一時金」をご参照ください。